

阿賀野川水系流域委員会上流部会 公開規定

第1条（目的）

本規定は、阿賀野川水系流域委員会上流部会規約第6条に基づき、阿賀野川水系流域委員会上流部会（以下「部会」という）の公開方法を定めるものである。

第2条（委員会開催の通知）

部会の開催については、記者発表を行うとともに、阿賀川河川事務所ウェブサイトにより一般に周知する。

第3条（委員会の傍聴）

部会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第4条（資料の配付）

部会で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配布する。

第5条（資料の公開）

委員会で委員に配布された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公開する。

- 事務局は委員会が終了後速やかに議事概要を作成し、発信者に確認後ウェブサイトにて公開する。
なお、プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しないものとする。

第6条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、部会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和5年10月26日より施行する。

阿賀野川水系流域委員会上流部会 傍聴規定

第1条（目的）

本規定は、阿賀野川水系流域委員会上流部会公開規定第3条に基づき、阿賀野川水系流域委員会上流部会（以下「部会」という）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

第2条（受付）

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

第3条（部会の傍聴）

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ①委員会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く）
- ②委員会の録音をしてはならない。
- ③発言、私語等を行ってはならない。
- ④発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤プラカードを掲げる等の行為や、はちまきの類をしてはならない。
- ⑥ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、通話の際には退室しなければならない。
- ⑨前項までの行為のほか、委員会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

第4条（退場等の措置）

部会長は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第5条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、部会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和5年10月26日より施行する。